

「長崎県立大学懲戒処分事件」の6つの裁判が結審した今の思い

長崎県立大学 教授 久木野 憲司

今回の最高裁判断を含め、都合6回の裁判全てにおいて、「長崎県立大学法人が行った懲戒処分は違法・無効である」との司法判断が下され、判決が確定しました。これまで大学法人が無分別に繰り返してきた上訴について、大学法人に完全敗訴を通告した今回の司法判断は、極めて公正・適切なものであると受け止めています。

私が兼業していた会社の法的整理を社長の責任として果たす中、長崎県内の様々な思惑からまったく身に覚えのない疑いを次から次に掛けられて報じられたことが今日の大学との裁判に至った原因だと受け止めています。一市民の私が、4年間もの間、権力に抗して真実を訴え続ける気力を保てたのは、木佐・北爪両弁護士と渡邊先生はじめ支援者の方々のおかげです。今は、まず、私の訴えを信じてご支援下さった皆様に心からの感謝をお伝えしたい思いです。

また、6回の裁判全てにおいて「懲戒処分は違法・無効である」との判断が下されたことについて、我が国司法制度の健全運営に努められておられる裁判所と裁判官に敬意を表します。

一方で、裁判において、大学法人理事らは懲戒処分に至る経緯が記された公文書（議事録など）の開示を頑なに拒み、また、懲戒処分の決定に関与した大学評議会の教員誰一人もが、一部大学理事が主導した懲戒処分の事実経過を、裁判で証言・説明しようとしませんでした。このような社会への説明責任を放棄した姿勢は、高等教育研究機関たる大学に不可欠なコンプライアンス精神の欠如を端的に示しており、深く憂慮すべき大学体制の実情を表しています。法治国家の一員として、長崎県立大学法人は6回の裁判全てにおいて司法判断された「違法な懲戒処分を大学が実施した」という事実を真摯に受け止め、今後の大学運営体制を健全化する改革に取り組む必要があります。今回の最高裁判決を受けて、これまで敗訴のたびに繰り返した「判決に納得できない」などのマスコミ向けコメントだけでお茶を濁すことは許されません。

何の歯止めも効かずに短時日で違法な懲戒処分に盲進した大学の意思決定制度の欠陥、また、敗訴を重ねながら見込みのない上訴を即日決定により繰り返した大学の意思決定制度の欠陥は何処にあったのか。とくに、「憲法違反や判例違反を上告理由としなければならない最高裁」への上告は、学内外の如何なる理由に基づいて理事会で決定されたのか。この肝心な意思決定制度の問題点が改善されない限り、県民の付託に応え得る健全な大学に生まれ変わることはできないでしょう。今こそ、自浄作用を働かせることが大学に求められているのです。

大学に健やかさが戻り、大学自治に基づく自由闊達な教育研究が営まれるように長崎県立大学の運営体制が生まれ変わることを教員の一人として切に願うばかりです。

今後について

裁判が進む中、大学執行部の一部大学理事らによる目に余る不正行為が散見されました。それらは大学組織が為した行為というよりは、単に一部大学理事らの個人的利害と保身を動機とした私的行為であり、事実と異なる資料などを用いて大学執行部の意思決定を恣意的に歪めて懲戒処分の実現に誘導したことが合理的に推認されます。この一部大学理事らの行動は、結果として大学の名誉と財産を毀損させ、大学の教育研究に多大な支障を与えることになりました。今回の最高裁判断を受けて、長崎県立大学が違法な懲戒処分を実施するに至った事実経過を検証するための中立的な第三者委員会などの設置を大学自身の意思によって実施することが県民から求められています。大学執行部が違法な懲戒処分を実施するに至った事実経過、及び6回も敗訴を繰り返しながら一度も司法判断を受け止めることなく即時上訴を繰り返すという判断を下した意志決定の経過を検証して、同種の違法行為再発を防止する大学意思決定制度を再構築することは、県民の税金で運営される大学としての責務であり、税金を原資とする大学運営交付金を支出する長崎県の責務でもあるでしょう。

また、6回も度重なる敗訴を続けながら、一度として司法判断を顧みることなく、異議申立、保全抗告、控訴、上告と繰り返し上訴を続けた現大学執行部の意思決定の妥当性が何処にあったのかについて、大学には重い説明責任があります。言うまでもなく、これだけの裁判を上訴して維持するためには相当の費用負担が大学に生じますが、大学運営交付金などの大学法人収入に裁判費用が別途加算される仕組みがあるとも聞きません。現在学内で進められている図書費削減などの学生教育経費の削減が裁判を継続させるための費用捻出とは無関係であること、あるいは学生教育経費の削減よりも裁判を維持することが大学の設置目的を果たすためにより重要であること、のいずれかを大学執行部は学生や父兄に説明する責務があります。さらに、マスコミ報道などを注視してきた県民に対しても、違法な懲戒処分事件の裁判に上訴を繰り返してきた妥当性を説明する責務があります。

ところが、県民の方々が裁判経費の情報公開を求められたにも関わらず、頑なに情報開示を拒み続け、ついには長崎県情報公開審査会から不開示決定を取り消すよう求められるなど、およそ我が国の情報公開制度自体の社会的意義をすら理解できない大学である、との誤解を広く県民に受けかねない状況です。学生教育費の使途という県民の関心が高い問題の存在が明らかになったことで、今後は多くの県民から裁判経費のみならず懲戒処分の事実経過に関しても情報公開が求められるものと予想されますが、一部大学理事らの個人的利害と保身のために県民の情報公開請求に対して大学法人執行部が県民の知る権利を否定する行動に出ることは大学

への背任行為であり許されることではありません。

長崎県立大学は、法治国家に設置される大学として「違法な懲戒処分を行った」との司法判断を謙虚に受け入れ、①違法行為が行われた事実経過、②上訴しても繰り返し敗訴判決を受ける蓋然性が高いにも関わらず裁判経費の支出を続けた大学意思決定の制度欠陥、③裁判を繰り返すことで毀損した大学経費が教育研究へ及ぼした影響、の三点について第三者により客観的に検証して県民に説明する責任があります。そして、今後の再発防止策を策定し、それについても県民、学生、教職員に納得できる説明を行う責務があります。

私も、教員の一人として、大学に自浄作用が働いて、健やかな精神を自ら取り戻す動きが学内で生まれることを願っておりますが、仮にもし、大学に適切な自浄作用も働かず、臭いものに蓋をする式の解決が謀られようとするならば、残念なことです。大学が立ち直るためには外部の助力が不可欠になるのかもしれない、と危惧しているところです。